

県南広域振興局長告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成23年12月20日

県南広域振興局長 田 村 均 次

- 1（1） 路線名 397号
  - （2） 供用開始の区間 奥州市江刺区田原字沢田前63番1地先から238番地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成23年12月20日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年12月20日から平成24年1月20日まで
- 
- 2（1） 路線名 456号
  - （2） 供用開始の区間 奥州市江刺区田原字沢田前79番3地先から63番1地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成23年12月20日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年12月20日から平成24年1月20日まで